

令和2年4月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金) 午後1時58分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (所有権移転)
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員 (13名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------------|
| 1番 | 永利 春雄 | 2番 | 寺崎 廣喜 |
| 3番 | (欠員) | 4番 | 山下 芳文 (欠席) |
| 5番 | 山田 憲二 | 6番 | 永利 昇 (欠席) |
| 7番 | 大中 久敏 | 8番 | 野田 敏之 (欠席) |
| 9番 | 山田 武二 | 10番 | 佐藤 英昭 |
| 11番 | 白木 治 | 12番 | 廣田 一郎 (欠席) |
| 13番 | 米倉 一雄 | 14番 | 中原 孝司 (欠席) |
| 15番 | 藤井 豊志 | 16番 | 柳 文子 (欠席) |
| 17番 | 天本 徹 | 18番 | 田籠 新 (欠席) |
| 19番 | 白木 隆弘 | 20番 | 井手 浩 (欠席) |
| 21番 | 久光 壽子 | 22番 | 草場 小夜子 (欠席) |
| 23番 | 伊藤 武則 | | |

5. 会議に出席した事務局職員 (3名)

○会長 こんにちは。

令和2年度を迎え、初めての総会でございますが、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、4月7日には総理大臣が緊急事態宣言を出されたところです。

市においても、国が示している3つの観点、「密集」「密接」「密室」をさける意味から、数々の行事が中止となってなっております。

まだまだ、大変な時期が続くと思われませんが、皆さまも体調管理に十分注意されますようお願いいたします。

このような中、本総会を開催しましたところ、各委員、ご参集いただきましてありがとうございます。本日は議案5件、報告事項2件でございますので、委員各位の慎重な審議をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 農業委員会の法律の中に有りますように、(総会の成立は)過半数の出席とありますので、(新型コロナウイルス感染症対策として、)出席者の数を減らせていただいて、総会を開催させていただいているところです。

本日の出席委員は13名で委員定足数に達しております。

なお、22番草場委員ほか8名の委員の方の欠席届が提出されているところです。

よって、令和2年4月、小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、23番 伊藤武則 委員、2番 寺崎廣喜 委員、を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について4件を議題といたしたいと思いますが、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、3条の有償移転で売買となっております。八坂地内の畑2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は耕作が便利になるため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、3条の無償移転で贈与となっております。横隈地内の田4筆、吹上地内の田1筆、畑2筆、及び下岩田地内の田2筆、合計9筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間での贈与となっております。

(位置図で場所の説明)

次に、番号3は、3条の有償移転で売買となっております。下西鯉坂地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

最後に、番号4は、3条の有償移転で売買となっております。三沢地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は耕作が便利になるため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。今回は、各分科会を開いておりませんので、直接、質問を受けたいと思います。
それでは、質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 意見、質問がないようですので、議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。農家住宅建築のために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、位置図にも謳っておりますように、他の農地区分に該当しない小集団で生産性の低い農地に区分される、第2種農地に該当いたします。

なお、位置図を見ていただくと分かりますように、申請地の周囲は宅地化が進行し住宅が連担している状況です。従いまして、集落接続という、第2種農地の例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見、質問ありませんので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、松崎地内の畑2筆です。一般個人住宅建築のために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地を中心に半径500メートルの円を描いたもので、水色の線を入れてあります。この500メートル圏内に、県立三井高校や松崎保育園、小郡特別支援学校など、病院も入っているようなところです。

当該申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設がある第3種農地に判定されます。なお、第3種農地につきましては、原則転用ができることとなります。

ちなみに、申請地の南側には市道があり、公共下水道や上水道が入っていることが確認できると思います。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、番号1は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見、質問がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1をご覧ください。

令和元年11月の総会において審査、ご承認をいただき、11月に県より許可を受けた、資材置場及び作業ヤードになります。

今回、事業計画の変更申請が上がっているところは、工期の延長のための変更申請となっております。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、市道の橋の架け替え工事に伴う作業ヤードで、工事を行うにあたって、申請地でしか作業ができないとのことで、申請が上がっていたところです。

なお、この申請地は、農用地区域内の農用地、通称、「青地」と呼ばれる農地で、原則、不許可になるところですが、許可日から3年間以内の一時転用ですので、例外規定に該当し、許可済みとなっているところです。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。なお、急な工期延長でしたので、先ほど開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ、県に進達いたします。

○議長 続きますして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転5件を議題といたします。
事務局からの提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。
(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、干潟地内の田3筆及び井上地内の田1筆、合計4筆となります。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。
(位置図で場所の説明)

次に、議案書の7ページをお願いします。

番号3は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

離農のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。
(位置図で場所の説明)

次に、番号4は、古飯地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

離農のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。
(位置図で場所の説明)

次に、番号5は、津古地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。
(位置図で場所の説明)

(位置図で場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進

法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見、質問無いようですので、議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### [日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出21件につきまして報告いたします。

番号1と番号2は、貸し手の都合による合意解約です。

番号3は、公共事業に伴う合意解約です。

次に、9ページの番号4は、貸し手の都合による合意解約です。

番号5は、借手の都合による合意解約です。

番号6は、売買のための合意解約です。

次に、10ページの番号7は、借手の都合による合意解約です。

番号8及び番号9は、売買のための合意解約です。

次に、11ページの番号10は、貸し手の都合による合意解約です。

次に、11ページから12ページの番号11は、借手の都合による合意解約です。

次に、13ページの番号12は、借手の都合による合意解約です。

次に、番号13から16ページの番号20までは、貸し手の都合による合意解約です。

最後の番号21は、借手の都合による合意解約です。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、6件の報告をいたします。

番号1から番号3までは、建売住宅建築のため、届出が提出されたものです。

次に、18ページの番号4は、貸店舗建築のため、届出が提出されたものです。

番号5は、福祉施設建築のため届出が提出され、賃貸借されるものです。

最後に、番号6は、宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載のとおりであり、説明を割愛させていただきます。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようですので、以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和2年4月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和2年4月10日（金） 午後 2時30分閉会